

○田川地区清掃施設組合情報公開条例施行規則

平成 13 年 7 月 27 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合情報公開条例(平成 13 年条例第 17 号。以下「条例」という。)第 18 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求、決定及び通知等)

第 2 条 条例第 6 条に規定する情報の開示請求並びに同第 7 条第 1 項及び第 3 項に規定する開示の決定及び通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 情報の開示請求 情報開示請求書(様式第 1 号)
- (2) 情報の開示をする旨の決定 情報開示決定通知書(様式第 2 号)
- (3) 情報の部分開示をする旨の決定 情報の部分開示決定通知書(様式第 3 号)
- (4) 情報の開示をしない旨の決定 情報非開示決定通知書(様式第 4 号)
- (5) 決定期間を延長する旨の通知 決定期間延長通知書(様式第 5 号)

(情報の閲覧又は視聴)

第 3 条 条例第 8 条の規定により情報の開示をする旨の決定を受けたものは、実施機関が定める日時及び場所において閲覧し、又は視聴しなければならない。

- 2 情報を閲覧し、又は視聴するものは、当該情報をていねいに取扱うこととし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反するものに対し、情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第4条 条例第13条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、1枚20円(カラー複写による写しを交付するときは50円)とし、写しの送付に要する費用は、郵送料の実額とする。

(運用状況の公表)

第5条 条例第16条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 毎年6月末日までに前年度分を公表する。

(2) 公表事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 請求件数

イ 開示件数、部分開示件数及び非開示件数

ウ 審査請求件数

エ その他の必要事項

(3) 公表は、田川地区清掃施設組合前の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月26日規則第3号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

情報開示請求書

年 月 日

(実施機関名)

殿

住 所

氏 名

連絡先(電話番号)

(法人その他の団体にあつては名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

田川地区清掃施設組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり情報の開示を請求します。

情報の件名又は内容	
請求理由又は目的	
開示方法の区分 (該当する番号を○ で囲んで下さい)	1 閲 覧    2 視 聴    3 写しの交付

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

情報開示決定通知書

田清 第 号  
年 月 日

殿

(実施機関名)

印

年 月 日付けで、請求のありました情報については、田川地区清掃施設組合情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る情報の件名又は内容			
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分から 午後 時 分までの間
	場 所	田川地区清掃施設組合 施設管理課	
事務担当課	田川地区清掃施設組合 施設管理課 電話 (46) 1422 番		

- (注) 1 指定された日時に来られない場合は、あらかじめ田川地区清掃施設組合までご連絡ください。  
2 情報の開示を受ける際には、必ずこの通知書を持参し、係員に提示してください。

様式第3号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

情報の部分開示決定通知書

田清 第 号  
年 月 日

殿

(実施機関名)

印

年 月 日付けで、請求のありました情報については、田川地区清掃施設組合情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る情報の件名又は内容		
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日( ) 午前 時 分から 午後 時 分までの間
	場 所	田川地区清掃施設組合 施設管理課
情報の一部を開示しない理由	田川地区清掃施設組合情報公開条例第 条第 項第 号に該当(理由)	
〔開示しないことと決定した部分の開示をすることができる期日が明らかな場合〕 当該情報は、年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて情報の開示の請求をしてください。		
事務担当課	田川地区清掃施設組合 施設管理課 電話(46)1422番	

- (注) 1 指定された日時に来られない場合は、あらかじめ田川地区清掃施設組合までご連絡ください。
- 2 情報の開示を受ける際には、必ずこの通知書を持参し、係員に提示してください。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第4号(第2条関係)

様式第4号(第2条関係)

情報非開示決定通知書

田清 第 号  
年 月 日

殿

(実施機関名)

印

年 月 日付けで、請求のありました情報については、田川地区清掃施設組合情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

情報の開示請求に係る情報の件名又は内容	
情報を開示しない理由	田川地区清掃施設組合情報公開条例第 条第 項第 号に該当(理由)
[開示をすることができる期日が明らかな場合] 当該情報は、年 月 日以降に開示できますので、その日以降改めて情報の開示の請求をしてください。	
事務担当課	田川地区清掃施設組合 施設管理課 電話(46)1422番

(注)1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第2条関係)

様式第5号(第2条関係)

決定期間延長通知書

田清 第 号  
年 月 日

殿

(実施機関名)

印

年 月 日付けで、請求のありました情報については、田川地区清掃施設組合情報公開条例第7条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

開示請求に係る情報の件名又は内容	
条例第7条第1項の規定による決定期限	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日から 年 月 日まで
決定期限を延長する理由	
事務担当課	田川地区清掃施設組合 施設管理課 電話 (46) 1422 番